

議案第122号

入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年12月1日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第2項の前に見出しとして「(管理者に係る経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。